平成２１年（フ）第４６号
宮城県登米市南方町上平貝75番地３
破産者　木川田利秋
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第５３号
宮城県登米市石越町北郷字赤谷216番地
破産者　渡邊　　守
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第９８号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林576番地３
エトワールＣ棟201号
破産者　斎藤　大史
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２００９号
愛知県東海市大田町畑間50番地　シェニールハイツ302号
破産者　松田　弘志
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６０６号
愛知県小牧市大字小松寺411番地　アドバンスオーシャン102―302
破産者　水江　**隆**久
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２０４６号
大阪市西区南堀江１丁目15番17―1002号
破産者　谷川原　信
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３８８号
大阪市淀川区三津屋南３丁目16番19号　寿荘22号
破産者　先規美智子
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９６号
大阪府高槻市栄町１丁目12番１号、前住所大阪府茨木市大池２丁目12番15号
破産者　角江　　修
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２２号
大阪市東住吉区田辺６丁目３番８号
破産者　尾﨑　　学
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０６号
広島市安佐南区山本新町２丁目14番30号
破産者　平野　浩敬
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０７号
広島市安佐南区山本新町２丁目14番30号
破産者　平野　能子
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４８号
広島県福山市駅家町大字法成寺730番地１
破産者　桑原　敬昭
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１２７号
福岡県久留米市山川追分２丁目９番17―５号、住民票上の住所福岡県久留米市山川町1290番地
破産者　豊福　健一
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１８８号
熊本市花園５丁目10番５号
破産者　宮原　智範
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４０１号
熊本市龍田３丁目32番25号
破産者　金田　正明
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３４１号
大分市明野北２丁目10番２Ａ２―22号、申立時の住所大分市大字畑中893番地の１　第８森ビル202
破産者　三原　　敦
１　決定年月日　平成22年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３号
宮城県石巻市貞山２丁目６番３－１号
破産者　遠藤　雄吾
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第５５号
宮城県登米市迫町佐沼字北散田145番地２
破産者　行場いち子
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３３１号
茨城県水戸市笠原町1511番地の１
破産者　北村　裕章
１　決定年月日　平成22年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所